

第 1 編 総論

第1節 基本構想改定と中期実施計画策定の経緯

総合計画は、長期的な展望に立ってめざすべき将来像を描き、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。逗子市では、2015 年（平成 27 年）に都市宣言である「青い海と みどり豊かな 平和都市」といういつまでも変わることのない理想像のもと、基本構想と、基本構想を具現化するための事業計画である実施計画の二層構造の総合計画を策定し、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。計画策定にあたっては、2007 年（平成 19 年）に策定した「逗子市まちづくり基本計画」との一体化を図っています。

基本構想は、計画期間が 2015 年度（平成 27 年度）から 2038 年度（令和 20 年度）までの 24 年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて 8 年ごとに見直すこととしました。2022 年度（令和 4 年度）に基本構想の見直しを行った結果、一部を改定するとともに、前期実施計画の計画期間が終了することから、2023 年度（令和 5 年度）からの中期実施計画を策定するものです。

一方、2016 年（平成 28 年）には、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画として逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を、総合計画をベースに策定しました。現在は、2020 年度（令和 2 年度）からの第 2 期総合戦略の推進を図っています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営の上で重要な課題であることから、計画の二重性の解消や、市民へのわかりやすさの向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画に総合戦略を一体化させることとします。

本計画において、逗子市の将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働をはじめ多様な主体との連携によるまちづくりの推進を図っていきます。

第2節 総合計画の計画期間と構成

逗子市の将来像とその実現のための基本方針を明らかにするとともに、今後の急速な社会環境の変化の中で、その変化に適切に対応し、実効性のある計画にするために、総合計画の計画期間及び構成を次のとおりとします。

1 総合計画の計画期間

まちづくり基本計画が 30 年後に焦点を当てた計画であったことを踏まえ、同計画との一体化により、計画期間を 2015 年度（平成 27 年度）から 2038 年度（令和 20 年度）までの 24 年間とします。

2 総合計画の構成

計画期間を 24 年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、将来像とその実現に必要な政策・施策は具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。そのため、総合計画を「基本構想、実施計画」の二層構造とします。

(1) 基本構想

基本構想においては、都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」という、いつまでも変わることのない理想像に着実に近づけるため、将来像と分野ごとの「めざすべきまちの姿」、その実現のための「取り組みの方向」を示します。

また、基本構想が 24 年間という長期にわたる計画であるため、次期の実施計画の策定に合わせて見直すこととします。

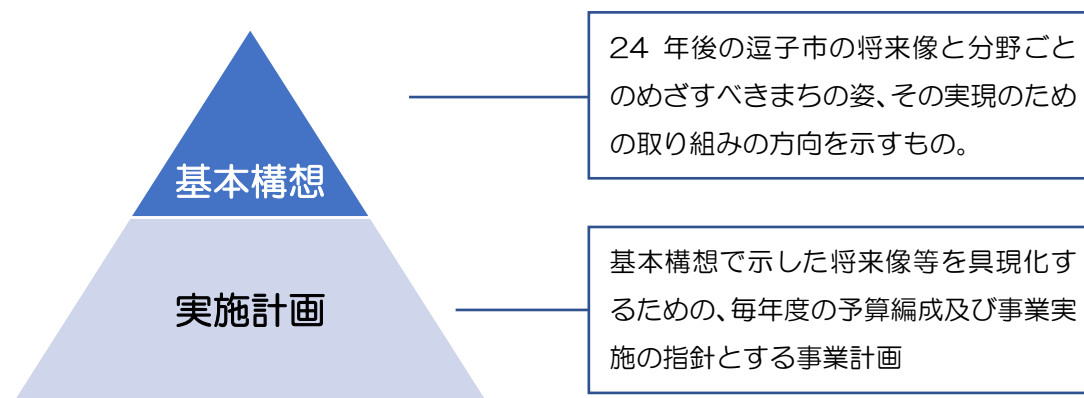
(2) 実施計画

実施計画は、基本構想で示した将来像や「めざすべきまちの姿」、「取り組みの方向」を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものです。

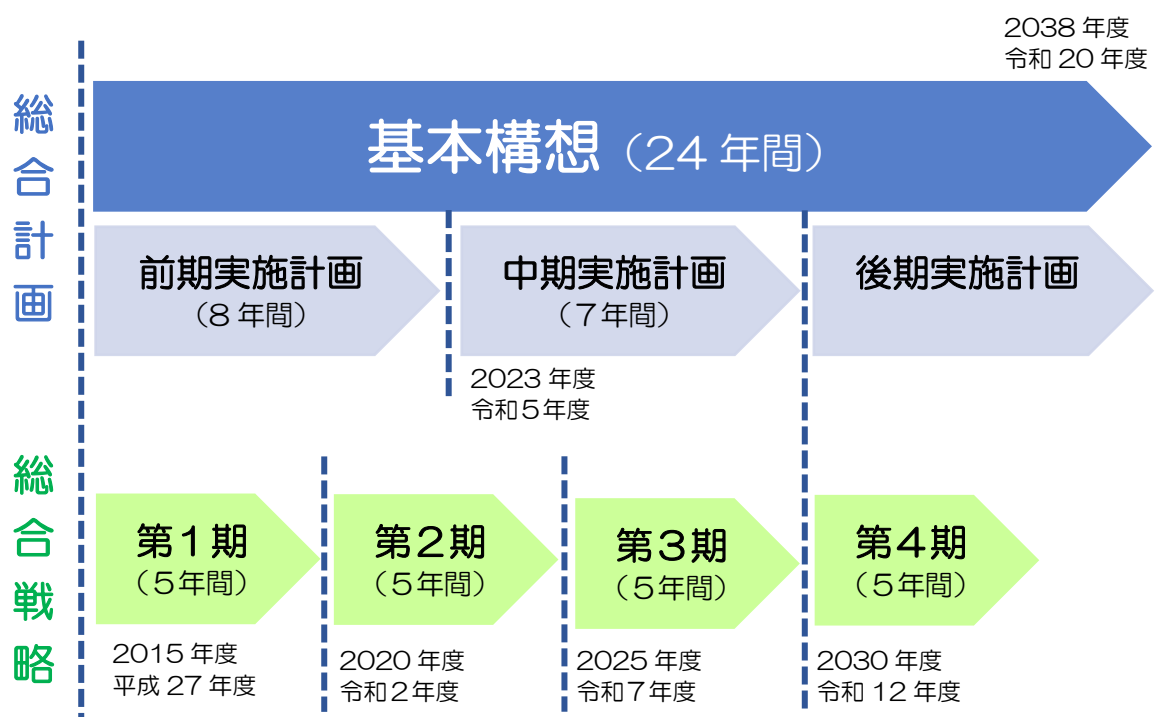
一体化する総合戦略の計画期間は 5 年間で、現在の第 2 期総合戦略の計画期間は 2024 年度（令和 6 年度）までとなっています。そこで、中期実施計画の計画期間は、第 2 期総合戦略の残り期間 2 年間と第 3 期総合戦略の 5 年間を合わせ、2029 年度（令和 11 年度）までの 7 年間とします。

なお、毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、総合戦略の計画期間終了時や、国の制度改正、状況の変化、PDCA サイクルによる計画修正の必要性などに対応するため、適時見直しを行います。

◆ 総合計画の構成のイメージ図



◆ 総合計画及び総合戦略の期間のイメージ図



※後期実施計画の期間については、中期実施計画終了時の状況で判断する。

第3節 中期実施計画策定にあたっての変更点

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

2015年度（平成27年度）からの総合計画を策定後、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画として本市の総合戦略を、総合計画をベースに2016年（平成28年）に策定しました。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから2つの計画を一体化させ、より合理的、効果的に推進を図ります。

2 都市計画マスタープランの分離

総合計画とまちづくり基本計画の一体化により、まちづくり基本計画に包含されていた都市計画マスタープランも総合計画に包含されるものと位置付けられました。しかしながら、都市計画マスタープランの記載箇所は明示されていないことから、市がめざす都市計画の方向性等がわかりにくくなっていたため、都市計画マスタープランに記載すべきことについて改めて整理し、総合計画とは別に策定することにします。

都市計画マスタープランは、2023年度（令和5年度）に策定する予定であり、策定時点をもって総合計画との一体化は解消します。

なお、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、基本的には削除等の変更は行いません。

3 個別計画等との相互連携の見直し

前期実施計画期間において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、一体的に計画の推進を図ってきましたが、一方で各計画の運用の柔軟性の低下、計画策定や運用に係る事務作業の増加等の課題が生じていました。こうした課題を解決し、計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断することとし、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で行うものとします。

第4節 人口ビジョンの位置付けと総合戦略の取り扱い

1 人口ビジョンの位置付け

逗子市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。国及び県の長期ビジョンを勘案して策定し、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎と位置付けられるものです。

総合戦略は人口ビジョンを踏まえた上で策定されていることから、総合計画と総合戦略の一体化にあたり、人口ビジョンは総合計画の基礎資料と位置付けます。

人口ビジョンにおいては、本市の人口の現状分析を踏まえ、人口減少社会に取り組む基本方針を次のとおり定めています。

◆ 人口ビジョンにおける人口減少社会に対する基本方針

1 子どもを安心して生み、育てる環境の整備

年少人口を回復させるために、若い世代の結婚・出産の希望をかなえ、安心して子育てができるような環境を整備します。

2 子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入促進、転出抑制

子育て世代を中心とした生産年齢人口層からは「住みたい」と思われ、また、市民からは「いつまでも住み続けたい」と思われるまちとなるよう、市のポテンシャルを最大限に活かし、市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

3 健康長寿、健康寿命の延伸

今後ますます高齢化が進む中で、誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境を整備します。

2 総合戦略の取り扱い

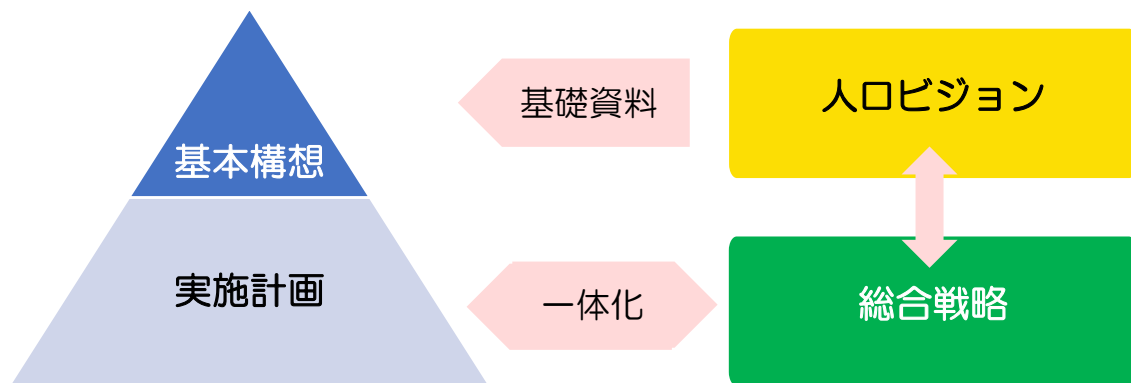
総合戦略は、人口ビジョンを踏まえるとともに、国の戦略及び県の状況を勘案した上で策定しています。人口ビジョンにおける人口減少社会に対する基本方針の実現を図るため、総合戦略では4つの基本目標を掲げています。そして、基本目標の下に、講ずべき施策の「基本的方向」と、それを推進するための「主な取り組み」を記載しています。

総合計画と総合戦略を一体化するにあたり、基本構想の体系のもと、中期実施計画の中に総合戦略の主な取り組みを位置付けることとします。

◆ 総合戦略における基本目標

- 【基本目標1】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 【基本目標2】逗子市への新しいひとの流れをつくる
- 【基本目標3】逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる
- 【基本目標4】魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する

◆ 総合計画と総合戦略の一体化のイメージ図



◆ 総合計画と総合戦略の計画の構成

